

一般財団法人山崎豊子文化財団 高等学校等奨学生（帰国子女枠及び一般枠） 令和9年度募集のしおり

（募集期間：令和8年11月2日～令和8年12月15日全応募書類事務局必着）

●中学校ご担当者様へお願い●

このしおりが届き次第、該当される生徒（応募希望の方）にお渡しください。

なお、下記3.出願の手続き(2)＜帰国子女枠＞の④、⑤に必要とされる資料の発行には各役所にて数週間～数か月の日数を要する場合があります。このしおりが届き次第、すぐ手続きを開始することを推奨します。

令和9年4月に高等学校等へ進学を希望している皆さんへ

一般財団法人山崎豊子文化財団では日中友好の懸け橋となる人材の育成を目的として、以下の2つのカテゴリー（資格）別に、奨学生を募集いたします。

第1のカテゴリー（資格）は「帰国子女枠」であり、中国帰国者の子女の皆さんで、高等学校、高等専門学校又は専修学校（修業年限2年以上の学科の高等課程）（以下、「高等学校等」と略す）に進学する志望を持ちながら、経済的理由により、就学が困難な人で奨学金の支給を希望される方を対象としています。

第2のカテゴリー（資格）は「一般枠」であり、中国帰国者の子女ではない皆さんで、高等学校等に進学する志望を持ち、作家山崎豊子の作品及び作家活動に共鳴し、未来に向けて日中友好の懸け橋となることを志す方を対象としています。

弊財団の奨学生に選ばれた毎年十数名の皆さんには高等学校等に進学後、所定の修業年限に応じて奨学金が支給されます。これらの皆さんの中から、3年後の大学進学に際し、日中友好の架け橋となることを目指す1～2名を選抜し、引き続き大学在学中の4年間について奨学金の支給を継続いたします。

1. 出願の資格

＜帰国子女枠＞

中学校第3学年に在学し、次の要件を満たす生徒で、令和9年4月に高等学校等に進学を希望する生徒のうち、人物、学業ともにすぐれ、かつ健康であって、経済的理由により就学が困難な状況にあり、この財団の奨学金の支給が必要であると認められる人に限ります。

- (1) 大阪府内に在住し、自宅より通学圏内の高等学校等に入学を希望している生徒。
- (2) 保護者（祖父母、曾祖父母等も含む）が引揚者で、終戦前（昭和20年9月2日以前）から引き続き中国に居住し、近年永住の目的をもって日本に帰国したもの。

＜一般枠＞

大阪府内に在住する中学3年生で、令和9年4月に自宅より通学圏内の高等学校等に進学を希望する生徒であれば国籍は問いません。人物、学業ともにすぐれ、かつ健康であって、作家山崎豊子の作品及び作家活動に共鳴し、山崎豊子の作品及び関連資料を基とした研究に関心を持ち、未来に向けて日中友好の懸け橋となることを志す方に限ります。

2. 奨学金の支給額と支給期間

- (1) 支給月額： 高等学校等の奨学生 月額 20,000円 返還の義務はありません。
- (2) 支給期間： 令和9年4月から最短修業年限の最後まで。(なお、奨学生に選抜された十数名のみなさんの中から3年後の大学進学に際して選ばれる1～2名につきましては、さらに大学在学中の4年間にわたり奨学金の支給が継続されます。支給額は毎月30,000円を予定しており、返還の義務はありません。)

3. 出願の手続き

- (1) 奨学金に関する事務は、すべて中学校を通じて行います。
- (2) 中学校で取りまとめる資料は、次に掲げる書類です。

<帰国子女枠>

- ①奨学生事前資格認定申請書(青い文字のA3サイズ用紙ですが、複写は認めません)

※申請者の名前は高等学校等で名乗る名前で記入し、提出後変更する必要が生じた場合は事務局まで連絡して下さい。

日本語が不自由な人は、先生に書いて戴いても結構です。

- ②在学中学校長の奨学生推薦調書(修業年限を全うする生徒であることが条件です)

- ③※1)、2) 同居家族で収入のある保護者の方は両方の証明書を提出してください。

1)「令和7年分給与所得の源泉徴収票」の写し、又は市区町村発行の「令和8年度市民税・府民税等証明書(令和7年中の所得証明書)」を提出して下さい。

2) 令和8年の収入については、毎月の給料明細書(直近3ヶ月分の写しで結構です)を提出して下さい。(給料はもちろん、パート、アルバイトも含む)

また、今、生活保護を受けている方は「令和8年の生活保護適用証明書」を提出下さい。

生活保護を受けながら働いている方は会社の給料証明書もあわせて提出して下さい。

- ④保護者(祖父母、曾祖父母等もふくむ)が引揚者で、終戦前(昭和20年9月2日以前)から引き続き中国に居住し、近年永住の目的をもって日本に帰国したことを証明するもの(厚生労働省発行の書類【引揚証明書、自立支度金支給決定通知書、永住帰国者証明書、永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、永住帰国旅費支給決定通知書、一時金支給決定通知書】のうちいずれか一枚のコピーを提出して下さい)

※厚生労働省発行のこれらの書類のいずれもお持ちでない方は、本しおり末尾の「下記の帰国子女枠出願必要書類が提出できない場合の代替措置について」をご参照下さい。

- ⑤中国発行の公証書か、日本の戸籍謄本のコピー このどちらかもしくは両方で④に記載されている引揚者(曾祖父母、祖父母、父母)と申請者(本人)までが血縁で繋がっていることを証明できるもの。

- ⑥課題作文「将来の夢」：応募生徒本人の直筆により濃い鉛筆またはボールペンで指定用紙3枚(1200字)以内に、出来るだけ具体的に“自分のことば”で書いてください。

<一般枠>

- ①奨学生事前意志表明及び申請書(青い文字のA4サイズ用紙ですが、複写は認めません)

- ②在学中学校長の奨学生推薦調書(修業年限を全うする生徒であることが条件です)

- ③課題作文「作家山崎豊子について」：応募生徒本人の直筆により濃い鉛筆またはボールペンで指定用紙4枚以上にまとめ(枚数に制限はありません)、出来るだけ分かりやすく、

“自分のことば”で書いてください。

- (3) 上記の提出書類は選考に重要な資料ですので、帰国子女枠の方は①～⑥の書類をもれなく、一般枠の方は①～③の書類をもれなく、全部提出して下さい。一つでも欠けていると受付られません。

帰国子女枠の方の①②⑥の書式、及び一般枠の方の①②③の書式は、各市町村教育委員会を通じて各中学校へ送付しています。

- (4) 提出書類は、期限に遅れないようにして下さい。(締切り当日17時迄に必着のこと)
- (5) 応募の際に提出して頂いた奨学生募集の個人情報の使用は奨学生選考業務、奨学金交付に関する手続き等に必要範囲に限定して使用します。個人情報保護法を遵守し、取得した個人情報は漏洩、滅失又は毀損などが生じないように、当財団にて厳重に管理保管します。

4. 選考審査

- (1) 第一次審査：当財団の奨学生選考委員会が応募者より提出された出願書類にもとづいて実施する書類審査により、第一次審査合格者を決定します。
- (2) 第二次審査：第一次審査合格者に対し令和9年3月に実施する面接審査により、最終合格者を決定します。

5. 審査結果の通知

- (1) 第一次審査：令和9年1月中下旬に応募生徒の学校長を経て、本人に通知します。
- (2) 第二次審査：令和9年3月下旬に応募生徒本人、および学校長に通知します。

6. 進学後、奨学金の支給を受けるための手続

奨学生決定通知書と一緒に送付する合格届と奨学金振込口座届に必要事項を記入し、4月15日迄に提出して下さい。振込口座は奨学生本人の名義に限ります。

7. 奨学生認定証授与式

4月中下旬に予定しております奨学生認定証授与式に必ずご出席ください。別途お送りする案内状により、保護者ととともに会場（大阪府内予定）までお越しいただき、全員出席の上、奨学生認定証を直接奨学生へお渡し予定です。

8. 奨学生同士の交流への積極的参加のお願い

別途案内状を差し上げる年三回程度の奨学生同士の交流に、積極的に参加して下さい。事前に案内状をお送りしますので、ご確認ください。やむを得ない事情で欠席される方は、欠席の理由を当財団にお知らせ下さい。

9. お問い合わせ及び書類送付先

☎592-8345 堺市西区浜寺昭和町3丁391番地2 月～金 9:30～17:00
一般財団法人 山崎豊子文化財団 TEL・FAX 072-266-2522

下記の帰国子女卒出願必要書類が提出できない場合の代替措置について

1. 募集のしおり3. 出願の手続き(2)＜帰国子女卒＞の④の証明書類には次の6種類があります。いずれかの書類のコピーを提出してください。

- (1) 引揚証明書
- (2) 自立支度金支給決定通知書
- (3) 永住帰国者証明書
- (4) 永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書
(国民年金に係る中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出用)
- (5) 永住帰国旅費支給決定通知書
- (6) 一時金支給決定通知書

2. 代替措置について

(1) 上記1. (1)～(6)の証明書は、永住帰国した中国残留邦人等の本人に対して交付されるものです。その方が死亡している等で証明書が保管されていない場合には、「引揚事実証明書」が発行される場合がありますので直接、厚生労働省に問い合わせてください。

その手続きには、使用目的、引揚者の氏名、生年月日、帰国前の中国における住所、上陸年月日、申請者の連絡先(住所、電話番号)、申請者の身分を証明する書類(住民票等)及び申請者と引揚者本人との親族関係を明らかにする戸籍謄本等書類(公証書等)が必要とのことですが、必ずご確認ください。

(2) 上記1. (1)～(6)の証明書が交付されていない未帰還者の中国残留邦人等ご親族については、「中国残留邦人等の証明書」を、大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課恩給援護グループで、交付できる場合があります。

その際、中国残留邦人等本人との親族関係を証する書類(戸籍謄本、中国の公証書等)等の提出が必要となりますので、ご準備の上、早急に大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課恩給援護グループまで連絡して下さい。通常、証明書の発行手続きには2週間程度かかります。

※中国の公証書等の発行は直接、中国の関係機関とのやり取りになり、約1ヶ月～2ヶ月の期間を要しますので、御注意ください。

※厚生労働省社会・援護局 中国残留邦人等支援室帰国・受入援護係
電話 03-3595-2456 (ダイヤルイン)

※大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課恩給援護グループ
電話 06-6944-6662 (ダイヤルイン)
中国残留邦人担当(大阪府庁別館8階)